



本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等一部を改正する法律(平成18年法律第38号)」により改正された水先法に基づき、平成19年4月1日に法人水先人会として設立された。

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第4条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

令和元年度は、利用者の信頼に込え得る水先業務の遂行に資すると共に、引受窓口業務の円滑な実施を図り、本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備並びに後継者確保と育成を重点事業として推進して来た。

2. 各事業

(1) 適正化事業

- ・令和2年6月及び令和3年3月通常総会、令和2年6、7、9、11、12月及び令和2年2月に開催した臨時会議を通じて業務上発生した事例(IC-5 PCC 岸壁接触について AIS 航跡図等を基に討議し水先業務の適正な運営に関する指導を行った。
- ・令和2年7月、10月の連合会及び IMPA 主催乗下船安全キャンペーン、また コロナの影響により タグ、水先艇の安全研修は書面にて開催された。
- ・エーゼント会特別例会(業務運営協議会)はコロナの影響により、中止となった。
- ・水先業務の技術向上を目的として全水先人の相互による検証を実施した、
- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業へ協力した。

(2) 水先人の養成関連事業

- ・二級水先修業生に対し、令和2年9月から令和3年6月の間水先区個別教育として乗船実務指導を実施、また関門水先人会事務所にてシミュレーションによる操船指導、訓練も実施した。
- ・令和5年入会予定の一級水先人一名を募集した。(令和4年4月海技大学校入学)
- ・会員に対する、船舶航行及び会員自身の安全確保並びに水先人としての業務運営に関する教育・訓練を実施した。

(3) 取次窓口業務の事業

- ・会員の行う水先業務の引受けに関する事務の的確な実施。
- ・適正な事務を行うための引受基準要領の改正。
- ・会員のための料金収受事務の的確な実施。

(4) その他の事業

- ・台風等・津波対策委員会に委員長(当会会長)として出席し安全対策について福岡海上保安部、各委員と討議した。
- ・博多港ポートラジオと、事例を基に適切な情報通達について検討した。

(5) 新型コロナウイルス対策

- ・非常事態宣言の発令を受け、当水先区業務体制維持を図る為事務員の在宅勤務を実施する等、施策を作成し関係先に通知した。またマスクの着用、手洗いの励行、体温の測定、発熱時の業務自粛等感染防止対策を実施した。
- ・令和3年3月 福岡検疫所による感染症防止講習会を受講した。